

棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱

制定 令和2年1月30日付け元農振第2710号
農林水産事務次官依命通知

第1 目的及び趣旨

棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有しており、国民共有の財産として認識されている。一方で、棚田の保全には、その地形的な条件不利性等から多大なコストを要するのが実情であり、農業の担い手の減少や高齢化の進展もあいまって、棚田が荒廃の危機に直面している。

このような状況に鑑み、棚田を保全し棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的として、令和元年8月16日に「棚田地域振興法（令和元年法律第42号。以下「法」という。）」が施行された。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）」において、地方創生の推進強化の一環として棚田地域の振興策が位置づけられた。

これらを踏まえ、同法に基づき棚田地域の振興に取り組む地域に対し、法第8条に基づく指定棚田地域振興活動計画（以下「活動計画」という。）の作成等に必要の調査及び体制づくり並びに棚田保全及び棚田地域の振興の取組に必要な周辺環境整備を緊急的に支援するため、棚田地域振興緊急対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

第2 事業の内容

1 対象事業

本交付金の対象事業は、法第8条に規定する指定棚田地域振興協議会（以下「指定棚田地域振興協議会」という。）の組織、活動計画の作成又は活動計画に基づく取組の実施に必要な事業で、その具体的な内容は農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会とする。

3 対象地域

対象地域は、法第10条に基づく活動計画の認定申請を行う地域とする。

第3 事業の手続き

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、上記(1)により提出された事業実施計画を加えた都道府県計画を作成し地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長という。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 都道府県計画の内容確認及び受理
地方農政局長等は、1の(2)の都道府県計画の提出を受けた場合は、当該都道府県計画の内容を確認の上受理するとともに、受理した地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、その旨を農村振興局長に報告するものとする。
 - 3 都道府県計画の重要な変更
都道府県計画の変更が、農村振興局長が別に定める重要な変更該当する場合は、1の規定に準じて行うものとする。

第4 申請状況報告

- 1 事業実施主体は、事業完了年度の翌年度の6月末日までに指定棚田地域振興協議会の組織、活動計画の作成及び活動計画の認定申請を行わなければならない。また、事業実施主体は活動計画の申請状況について農村振興局長が別に定める様式により報告書を作成し、事業完了年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事を経由し地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、その旨を農村振興局長へ報告するものとする。
- 3 1により報告を受けた地方農政局長等は、指定棚田地域振興協議会の組織、活動計画の作成及び活動計画の認定申請が達成されていない事業実施主体に対し、都道府県知事を経由し重点的な指導、助言等を行うものとする。

第5 助成

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより助成するものとする。

第6 委任

交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月30日から施行する。